

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年2月17日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の人権環境部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

使用料収入状況（男女共同参画課）

委託料支出状況（人権啓発課・男女共同参画課）

備品管理状況（人権啓発課・男女共同参画課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部人権啓発課及び男女共同参画課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年11月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年12月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 人権啓発課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

- (2) 備品管理状況について
適切に管理されていた。

2 男女共同参画課

- (1) 使用料収入状況について
適正に処理されていた。

なお、平成 30 年度の前回定期監査において、入金が遅れが見受けられたと指摘した点については、改善されていた。

- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適切に管理されていた。